墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行 〔同左〕 (設置) 第2条 〔略〕 第2条 〔略〕 2 区長は、公衆便所を設置し、又は廃止し 2 区長は、公衆便所を設置又は廃止したと たときは、その名称及び位置その他必要な きは、その名称及び位置その他必要な事項 事項を公示しなければならない。 を公示しなければならない。 別表 別表 公衆便所の名称及び位置 公衆便所の名称及び位置 置 称 名 称 法恩寺橋公衆便所 [略] 法恩寺橋公衆便所 [略] 枕橋際公衆便所 [略] 枕橋際公衆便所 [略] 錦糸公園内公衆便所 [略] 錦糸公園内公衆便所 [略] 東京都墨田区向島二丁目 言問橋際公衆便所 〔削除〕 1番66号 東京都慰霊堂北側公衆 東京都慰霊堂北側公衆 [略] 〔略〕 便所~永倉公衆便所 便所~永倉公衆便所 長崎橋際公衆便所 [略] 長崎橋際公衆便所 [略] 東京都墨田区東駒形四丁 〔削除〕 業平橋際公衆便所 目15番18号 江東橋際公衆便所~ 江東橋際公衆便所~ [略] [略] 白鬚公衆便所 白鬚公衆便所 押上駅前自転車駐車場 東京都墨田区押上一丁目 〔新設〕 内公衆便所 8番25号 東京都墨田区東駒形四丁 まち歩きトイレ業平橋 〔新設〕 目15番18号 東京都墨田区錦糸一丁目 〔新設〕 まち歩きトイレ錦糸 1番1号

〔新設〕

付 則

まち歩きトイレ言問橋

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

1番66号

東京都墨田区向島二丁目